

## 令和6年度第1回さいたま市景観審議会 会議録

### 1 会議の日時及び場所

- (1) 日時：令和7年1月22日（水） 午前10時00分から正午まで  
(2) 場所：さいたま市役所本庁舎2階 特別会議室

### 2 出席した委員の氏名

深堀 清隆 会長	小島 康太郎 委員	佐藤 尚子 委員	椎名 美雪 委員
菖蒲澤 侑 委員	高永 祥 委員	中野 敬子 委員	松本 健一 委員

### 3 欠席した委員の氏名

神田 廣行 委員
----------

### 4 議題及び公開又は非公開の別

景観重要樹木の指定について・・・公開

### 5 傍聴者数

なし

### 6 問合せ先

さいたま市 都市局 都市計画部 都市計画課  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 電話：048-829-1409

[午前10時00分 開会]

○事務局 定刻になりましたので、始めさせていただければと思います。ただいまより、令和6年度第1回さいたま市景観審議会を開催させていただきます。本日、司会を担当いたします、都市計画課の中村と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、議事に入ります前に、令和6年9月30日にさいたま市景観審議会の委員の任期満了に伴う、改選がございましたので委員の皆様から、改めまして、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。小島様より反時計回りにお願いいたします。

○小島委員 さいたま商工会議所の小島と申します。今回も引き続きよろしくお願ひいたします。

○佐藤委員 専門学校 I C S カレッジオブアーツ講師をしております。佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○椎名委員 埼玉県警察のさいたま市警察部より参りました。椎名と申します。よろしくお願ひいたします。

○菖蒲澤委員 文京学院大学人間学部で美術を教えております。社会教育の美術が専門です。菖蒲澤と申します。よろしくお願ひいたします。

○高永委員 照明デザイナーのタカナガ照明デザイン事務所をやっております。高永と申します。去年から、こちらで参加させていただいております。よろしくお願ひいたします。

○中野委員 弁護士の中野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松本委員 埼玉県屋外広告業協同組合、看板屋の組合から参りました。松本です。昨年から任命され、今回、初参加になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○深堀委員 皆さん、おはようございます。埼玉大学の深堀と申します。分野は所属が土木建設系の学科になりまして、社会基盤インフラの景観づくりに関することを専門にしています。よろしくお願ひします。

○事務局 ありがとうございました。続きまして、事務局幹部を紹介させていただきます。

都市局都市計画部長の古市でございます。

○都市計画部長 古市でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 次に都市局都市計画部次長の蓮見でございます。

○都市計画次長 蓮見です。よろしくお願ひいたします。

○事務局 都市局都市計画部都市計画課長の小宮でございます。

○都市計画課長 小宮と申します。今日はよろしくお願ひいたします。

○事務局 どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、会長の選任に移らせていただきます。さいたま市景観審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会長につきましては、「委員の互選により定める。」とありますので、初めに会長の選任をお願いしたいと存じます。それでは、会長候補のご推薦等がございましたらお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

[小島委員挙手]

○小島委員 今期におかれましても、深堀先生にぜひお勤めいただければと思います。

○事務局 ただいま、深堀委員をご推薦するご発言がございましたが、いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○事務局 それでは、さいたま市景観審議会の会長には、深堀委員にお引き受けいただくということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局 ありがとうございます。皆様のご賛同をいただけましたので、さいたま市景観審議会条例第5条第2項の規定によりまして、深堀委員が会長に選任されました。

それでは、深堀委員の席に会長席札を置かせていただければと思います。それでは、深堀会長より改めてご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○深堀会長 それでは、改めまして会長ということになりました、深堀です。久方ぶりに委員の皆さんとお会いしていると思います。景観づくりについてメインの話題ではないですが、景観計画の見直しについてさいたま市さんで、されていると伺っております。

つい数日前、日経新聞で景観計画策定の記事が出ており、最近、本当にメディアで景観の話題というのはすごく頻繁にでてくるなというふうに感じるようになりました。私は30年前から景観のことをやっていますが、その当時はインフラということで、例えば、高速道路を景観で綺麗にしようというと、ちょっと外側だけ綺麗に板貼って化粧というような、見かけの景観っていうのが凄くあったなと思いますが、今はそういうふうに景観を見かけというふうに考える人はもうあんまりいなくなつて、景観というと本当に住環境、安全、安心だとか緑の環境、観光、地域活性化、そういうことで、本当に機能的に重要だという認識がもう非常に浸透してきたなと思っているところです。このタイミングでさいたま市さんが景観計画を改定するということで、凄くどういう内容なのかということが、開発が凄く進行している街ですので、さいたま市らしい、地勢を活かしながら、昔のものも守れる景観計画を作っていくのが、審議会としての責務かなというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございました。続きまして、さいたま市景観審議会条例第5条第4項の規定に基づきまして、会長の職務代理を会長より指名をお願いいたします。

○深堀会長 会長の職務代理なんですけども、今日はいらっしゃいませんけども、神田委員さんと佐藤委員さんを指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔拍手あり〕

○深堀会長 どうもありがとうございます。佐藤委員さんよろしくお願ひいたします。

神田委員さんにも後程、お伝えしていただくことでよろしくお願ひいたします。

○事務局 職務代理の方につきましては、佐藤様よろしくお願ひいたします。神田委員につきましては、我々事務局の方からまたお話をさせていただこうかと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、資料の確認をさせて頂きます。本日の資料ですが、お手元に置いてあります、タブレットの中に格納してございます。タブレットの方、パスコードが入力必要になりましたら、前面のスクリーンの左側の方に手書きで大変恐縮ですが、パスコードを貼ってあります。必要に応じて、ご使用ください。機器の不具合等がもしございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○事務局 ありがとうございます。では、これよりさいたま市景観審議会条例第6条第2項の規定に

基づきまして、深堀会長に議長となっていただき、議事の進行をお願いしたいと思います。深堀会長、よろしくお願ひいたします。

○深堀会長 承知いたしました。改めまして、会長の深堀ということで、これからよろしくお願ひいたします。審議会にご出席いただきまして、どうもありがとうございます。ということで、審議は慎重かつ効率的に進めさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

まずは、事務局から委員の出席状況の報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、委員の出席状況についてご報告いたします。今現在、1名神田委員の方がまだいらっしゃらない状況でございまして、本日9名の委員中8名のご出席でございます。したがいまして、さいたま市景観審議会条例の規定によります、「半数以上の委員の出席」に達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。

○深堀会長 ありがとうございます。今の報告のとおり、本日の会議は成立いたします。本審議会に意見聴取する案件はお手元の次第にございますとおり、「景観重要樹木の指定について」の1件でございます。事務局より、本日の流れについて説明をお願いいたします。

○事務局 本日につきましては、景観重要樹木の指定に当たりまして、まず議事に入ります前に、先に常盤公園の方に移動していただき、現地視察を行う予定としております。委員の皆様にはお手数をおかけして大変恐縮ではございますけれども、これから入り口のところでグリップボードと現地視察用の資料1枚ほどですけれども、お渡しさせていただこうかと思いますので、そちらの資料とあと貴重品の方、各自お持ちいただいて、移動の準備をお願いできればと思います。

#### 〔現地視察〕

〔午前10時57分 再開〕

○事務局 皆様お揃いですので、再開させていただければと思います。改めまして、現地視察のほどありがとうございました。現地視察に行っている間に神田委員の方から欠席のご連絡いただきましたので、またこの場でご報告させていただきます。では改めまして、ただ今から、令和6年度第1回さいたま市景観審議会を再開いたします。引き続き、議事の進行を深堀会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○深堀会長 改めまして、深堀です。よろしくお願ひいたします。今回、本審議会へ意見聴取する案件は、先ほどございましたとおり、「景観重要樹木の指定について」の1件でございます。では次に、議案のうち、非公開事項に該当するものがあるかどうか、事務局にお伺いします。

○事務局 本日の会議で、非公開事項に該当する議案はございません。以上でございます。

○深堀会長 それでは、本日の非公開議案等についての審査をいたします。ただ今、事務局から、本日の議案は非公開事項に該当しないと報告がありました。委員の皆様にお伺いいたします。非公開事項に該当する議案がございましたら、ご提案をお願いいたします。

#### 〔発言する者なし〕

○深堀会長 ないということで、よろしいでしょうか。

#### 〔発言する者なし〕

○深堀会長 それでは、本日非公開とする議案はなしということで進めさせていただきたいと思いま

す。また、本日の資料及び後日作成する会議録につきましては公開となりますので、この場で委員の皆様にはご了承いただきたいと思います。

〔発言する者なし〕

○深堀会長 事務局は、傍聴者がいらっしゃるようであれば、入室させてください。

○事務局 本日は、傍聴者はおりませんので、このまま審議をお願いいたします。

○深堀会長 これより、令和6年度第1回さいたま市景観審議会の議事に入ります。議案1の「景観重要樹木の指定について」のご説明をお願いします。どうぞお掛けになってよろしくお願ひいたします。

〔挙手 「都市計画課長」と発声〕

○深堀会長 はい、お願ひします。

○都市計画課長 改めまして、着座にてご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、「議案1 景観重要樹木の指定について」、前方のスクリーンにて説明をさせていただければと思います。なお、お手元のタブレットでもスクリーンと同様のものがご覧いただけますので見やすい方、ご活用ください。

景観重要樹木の指定につきましては、さいたま市景観条例第26条第1項において「あらかじめ、景観審議会の意見を聞くものとする」と規定されており、本日、景観審議会の意見を伺うものとなりました。2ページをご覧ください。

初めに、景観重要樹木の指定についてご説明いたします。景観重要樹木の指定とは、景観法とさいたま市景観計画において、良好な景観の形成を目的に、重要と認められる樹木を所有者と協議し指定する制度となっております。指定を受けた樹木につきましては、現状変更に対する規制や、適切な管理義務等が課せられ、核となる景観の損失を防止します。また、景観重要樹木の指定を行うことで、積極的な情報発信・啓発活動等を行うことにより、地区住民の意識の醸成や、地区のPRにつながる効果が生じることから、本市では景観重要樹木や建造物の指定を推進しているところでございます。3ページをご覧ください。

次に、指定候補選定の基準等についてご説明いたします。本市では、指定候補選定に際して、さいたま市景観計画の指定の方針に基づき、選定をしているところです。景観重要樹木の指定の方針では、「道路その他の公共の場から容易に望見すること」ができ、「歴史的や地域のシンボル等に該当する樹木」のうち、「良好な景観の形成に重要と認められるもの」としております。この後、今回の議案について、この内容についても確認させていただきたいと思います。4ページに移させていただきます。

続きまして、現在指定されている景観重要樹木をご紹介させていただきます。今までに、こちらのパワーポイントですと左側のところになりますね、平成22年12月に岩槻小学校のイチョウ、JR西大宮駅北口駅前広場のツガ・ケヤキを、次は右の上のところになります。平成31年3月にJR土呂駅東口駅前広場のアカマツを、令和4年12月に大砂土東小学校のマツの木を右の下のとこですね、マツの木を指定しているところでございます。こちらの樹木は、地域の良好な景観の形成に寄与する重要な樹木であることを評価し、景観重要樹木に指定しております。それでは、今回の指定候補である、常盤公園のクスノキについてご説明をさせていただきます。5ページをご覧ください。

今回の指定候補である常盤公園の位置について、改めまして、ご説明させていただきます。常盤

公園は、浦和駅の北西に位置し、都市計画法の都市施設公園であり、面積は約0.97ヘクタールとなります。6ページをご覧ください。

樹木の概要についてご説明させていただきます。指定候補のクスノキは常盤公園内の北側の文化の小路ゾーンの中に位置しております。常盤公園は、バリアフリーに配慮した空間形成や災害時に使用できる防災施設の導入など、改修工事が行われ、令和4年10月にリニューアルオープンし、いくつかの樹木については改修により伐採することなく、現在も残っている状態でございます。こちらの樹木のうち、今回指定対象としているクスノキについては、樹高が一番高く公園のシンボル的な樹木となっているところでございます。7ページをご覧ください。

景観重要樹木の指定にあたっての、評価についてご説明させていただきます。先ほど説明した、さいたま市景観計画による指定の方針について基本の方針に適合しているかをこれより説明させていただきます。まず、1「道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができる」という点についてご説明させていただきます。8ページをご覧ください。

現場視察でも確認していただきましたとおり、候補のクスノキは常盤公園の中にあり、周辺の道路等から容易に見ることができます。9ページをご覧ください。

指定の方針1「容易に望見することができる」ことについて、北側及び東西の道路等からみることが出来るため、本樹木は適合すると考えております。続きまして、2の下記の一～三のいずれかに該当することですが、まず、一の「歴史的・文化的意義」について説明いたします。10ページをご覧ください

今回の指定候補の樹木のある常盤公園の歴史についてですが、慶長の時代に、徳川家康の民情調査を兼ねた鷹狩の際の休憩・宿泊のために、この地に浦和御殿が建設されました。その後、浦和御殿が取り壊されて以降、幕府直轄の御林として管理されておりました。明治26年になると、浦和地方裁判所が設置されました。裁判所が昭和48年に現在の県庁の南側に移転し、その跡地を常盤公園として昭和51年に開設されたものでございます。その後、令和4年に常盤公園を再整備し、現在の公園の形態となっているところでございます。11ページをご覧ください。

そのような歴史がある常盤公園は、公園内に歴史の記録が記された看板があり、多くの人々にこの地の歴史を知ってもらうきっかけとなっているところでございます。12ページをご覧ください。

また、このような歴史を記し、継承するものとして、常盤公園の起工の碑には、「この地は北足立郡浦和町本宿と呼ばれ明治二十六年浦和地方裁判所が新築落成してより埼玉県の司法史上に八十年の足跡を印した記念すべき地である」と刻まれているところでございます。この他にも、浦和地方裁判所の名残である赤レンガの堀や塀があるなど、この地の歴史を感じるものが多く公園内に残っているところです。今回の指定候補であるクスノキについても、常盤公園改修以前から残る樹木であり、今後、この常盤公園の歴史を伝承していくための資源の一つであるものと考えております。13ページをご覧ください。

以上のことから「歴史的・文化的意義のある樹木」であるということについて、適合と考えております。続きまして、「特徴的な樹容の樹木」についてご説明させていただきます。14ページをご覧ください。

今回の指定候補のクスノキにつきましては、常盤公園内で一番樹高が高く、また、枝張りも広く、常緑広葉樹であることから、一年を通じて地域のシンボルとなり得る樹容だと考えておりま

す。15ページをご覧ください。

また、幹回りが2.6mほどと太く、推定樹齢は約100年程度と想定され、これまで長く浦和のまちとともにあったことが考えられます。またクスノキは樹木の中でも寿命が長く、中には樹齢1000年を超える樹木もございます。今回の指定候補であるクスノキにつきましては、葉も青々としており、健康状態にも問題はないものと考えております。16ページをご覧ください。

以上のことから「特徴的な樹容の樹木」であるという点について、適合と考えております。続きまして、三「地域のシンボルとして市民に親しまれている樹木」についてご説明させていただきます。17ページをご覧ください。

常盤公園周辺は、マンションや戸建て住宅が建ち並ぶ中で、貴重な公園空間、緑資源となっており、地域の方々に親しまれています。この写真は現在の常盤公園の日常の風景であり、保育園の園児さんのお散歩コースにもされ、多くの子供たちが走り回ったり、地域の方々が園内のベンチで休憩するなど、地域の人々の憩いの場となっているところです。また、先ほど「特徴的な樹容の樹木」の項目でも説明させていただきましたが、今回の指定候補樹木は枝張りが広いため、夏場には樹木の周辺に緑陰が創出され、多くの方々がシートを敷いて休憩したり、子どもたちが走り回ったりする姿が見受けられ、地域の方々に改めて、親しまれている樹木となっているところでございます。18ページをご覧ください。

以上より、「地域から親しまれている」点につきましても適合と考えております。2の一～三につきましてはいずれかに該当となっておりますが、今回すべてに適合であるため、2全体の評価としても丸ということになっております。続きまして、最後の3の「良好な景観の形成に重要と認められるもの」かという点についてですが、19ページをご覧ください。

これまで説明しました通り、常盤公園は昔からの歴史が残っている場所であり、今回の指定候補である樹木につきましてもその一つの資源として、これまで都市部における貴重な緑資源として良好な景観を形成に寄与しているというところと考えております。また、周辺の園児、児童をはじめ、地域の方々にも、多く親しまれているところとなっております。指定された場合には、現在の良好な景観が継承されることはもちろん、市報への掲載、各区役所の催事情報システムへの掲載、景観教室での啓発等を行うことで、景観継承事例として発信および地域の方々の意識の醸成や関心向上を図っていく予定でございます。特に、景観継承の大切さを啓発し、他の模範としていくことで、本地域ではなく、本市全体において良好な景観の形成に寄与するものと考えております。20ページをご覧ください。

そのため、指定の方針3「良好な景観の形成に重要と認められるもの」について、適合と考えております。この結果、今回の候補の樹木は、指定の方針1から3すべてに適合としているものと考えております。21ページをご覧ください。

最後に、「指定の手続き」についてご説明いたします。令和6年7月に、管理者である南部都市公園整備課との事前協議を行い、11月に景観法第28条第2項に基づく所有者の意見聴取を行いました。意見聴取において、景観重要樹木の指定に異存がない旨の回答を12月に得ましたので、指定候補として正式に選定をいたしました。今後は、本審議会において、ご賛同が得られれば、告示を行い、指定する予定としております。また、指定後は、現状の景観の保全はもとより、現在の指定樹木や建造物とともに景観啓発に努め、市の良好な景観形成を図っていきたいと考えております。長くなりましたが、説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願ひいたし

ます。

○深堀会長 はい、どうもありがとうございました。今、ご説明がありましたが、その内容についてこれから質疑、ご意見をお伺いします。まずは現地をご案内いただきましてありがとうございました。実際に今日ご説明のあった条件が確かに目の当たりにし、指定の方針に基づく条件というこの確認をしていただいたわけですが、分からぬところも含めてご質問ご意見いただければと思います。では、ご発言どうぞよろしくお願ひいたします。

○中野委員 指定の方針いずれにも該当するということで私も同意致します。指定された場合に、適切な管理が義務付けられるということで質問ですが、具体的にこれまで指定されたものも含めてどのような管理をされていらっしゃるのでしょうか。

○深堀会長 事務局お願ひします。

○都市計画課長 これまで先ほど説明させていただきましたが、景観重要樹木については5件、ともにさいたま市が所有している駅前や、小学校のところになりますので、そちらにつきましては各所管の方で定期的に樹木の診断をしたりですとか、管理の方をやらせていただいております。中にはやはり木の性質によっては、病気や、枝が折れて、他の問題が出てくるところもありますので、各所管の方でいろんな取組をしているところでございます。

○深堀会長 中野委員さん、よろしいでしょうか。

○中野委員 はい、ありがとうございます。

○深堀会長 他、いかがでしょうか。

○佐藤委員 ご案内ありがとうございました。このクスノキの樹齢は何年くらいになるのでしょうか。

○都市計画課長 お答えいたします。今、幹回りがだいたい2.6m、直径で言うと80数cm、書物によりますと、樹齢100年くらいということになりますので、先ほど私の方から説明させていただきました、常盤公園の開設の当初の時に植えられたということになりますので、公園ができたのが昭和51年ですので、約50年とあとは、どの程度のものが植えられたのかということになりますけど、今、改めて幹回り等から想定すると100年くらいのものとなります。

○深堀会長 佐藤委員さん、いかがですか。

○佐藤委員 ありがとうございます。このクスノキ自体の寿命というのを先ほど100年ほどでしょうか。

○都市計画課長 クスノキ自体の寿命は書物によりますと1000年くらいです。

○佐藤委員 1000年ですか。失礼しました。先ほど公園を見ていて、子どもたちがそこですくすくと育っているのが、このさいたまでの子育て、成長にすごくあってると拝見いたしました。

○深堀会長 ありがとうございます。樹齢等に関しては、歴史文化の条件がありましたけれど、資料にある通り、これは裁判所の歴史もありますけれど、常盤公園の歴史文化というように書かれているのかなということで、常盤公園とともにあった樹木という意味で指定をするというふうに理解できるかなと思っています。他にいかがでしょうか。

○菖蒲澤委員 ご案内ありがとうございました。この条件に適合していて、景観重要樹木になるというところに対しては、すごく私も賛成と思いながらお聞きした上で、今、お話にもあったように、すごく地域の子供たち、保育園の子どもたちと一緒に過ごすような木なので、かつ今までの景観重要樹木って駅前とか小学校、あまり広場みたいなところではない、利用されるところではない

ような、行きかつたりするのですが、小学校の児童さんや小学校関係者と思うと、今回は指定の後になるのでしょうか、広く広報するとか他の景観に対する意識を醸成するとか、伺っているとさいたま市、この辺はどんどんマンションになっていく、住宅になっている地域ということで、住んでいて便利ですが、暮らしているまちの景観というものに対して、地域の人たちが自分たちも、その辺の意識を高めるというところにすごくこれから寄与していく案件になるという印象があります。先ほどチラシを見てマルシェを公園でやられているという話ですが、あの公園のイベント利用の際に、今回指定されたクスノキが何かアイコンとして使われる可能性があるのかとか、そういう利用の仕方がこの先にできるのかということについて、目途とか可能性があればお聞きしたいと思います。

○深堀会長 今後の景観形成についてよろしくお願ひします。

○都市計画課長 やはり指定しただけですともったいないので、先ほど少し説明させてもらった通り、市報、各区役所の催事情報システムや一般的な啓発のほかにも、景観教室という取組があるので、例えば先ほど説明しました樹木で言うと5件、建造物ですと10件ほどございますので、こういったものをカルタにしております。そういうわけで、啓発の方にも子供も含めてさせていただければと考えております。あと、その場所で、これまで指定しているところの樹木についての看板を設置していますが、何もご案内しないと分からないので、今あそこはいろいろと幹の周りで子供が遊んでいるところですから、支障のないところに看板を設置して、啓発もさせていただければなと思います。欲を言えば看板のところにQRコードみたいなものをつけて、そこで、スマホで読み取ってもらうと、色々な情報がみれるとか、というところもやっていきたいと、個人的に考えてますので、できるかどうかは別ですが。あとこちらの公園自体が視察の方に行っていただきましたとおり、周りに多くのマンションが建っています。実は都市計画法上の用途地域が商業地域というところで、高さ制限もなく、土地利用ができるようなエリアになっていて、すごく貴重な公園になっているところです。当然防災の面ですとか、今日もお子さんが遊んでいましたけれども、ああいったスペースは重要になっているところもありますので、公園の利用のところはすいません、勉強不足でありますけれども、先ほどお話をありましたマルシェが開設されるとか、色々な活用の仕方とかあると思うので、そういうところについては、当然公共の公園としてのルールもありますので、そういう中で都市部の公園としてこういった樹木も啓発しながらしっかりと活用していきたいなと考えています。以上です。

○深堀会長 高永委員さん、お答えいかがですか。

○菖蒲澤委員 ありがとうございました。看板だとかの広報もすごく勉強になると思う、たぶん、小さい子たちは、このクスノキさんは100歳なんだよ、くらいの情報が保育園に回るだけで、100歳のクスノキさんだあ、をずっと楽しむんだろうなという気がするので、来ている保育所さんたち、私立なのか市立なのか分からんんですけど、さらっと情報を流すと先生たちにも凄くいいネタになるんじゃないかなと思うので、利用されている方々から広げていくといいなと思います。ありがとうございます。

○深堀会長 今の看板の話ですけれど景観重要樹木の指定の銘板というのはどこまで情報提供できるか、今、QRコードの話もありましたけれど、今までの樹木はHPでいくつか文書で紹介されていますよね、ああいった情報、今回どうなるのかみえないですけれど、推定樹齢や謂れですか、いつごろあったのかとか、もしかしたら裁判所の時代からあったのかなと思われてしまうかもし

れないとか、そういうことも踏まえて、もう少し情報を伝えたいのですが、なんとなく、以前聞いた話だと銘板だとそこまで情報提供できないのかと思うので、そういう景観資源の情報提供のあり方、看板の設置、HPと連動させてどういうふうにできそうなのか、お答えいただけますか。

○都市計画課長 実はこれまで指定の看板については、やはり景観法に基づく指定されましたというご案内ののみで、あとはなかなか公園だとか駅前ですとロータリーなど人が入れないところもありましたけれど、新しい技術を使った、看板の中にどの程度の文字を入れるのかということもありますので、そこは検討させてもらって、出来る限りいろんな情報を市民の方々が分かるようにしていきたいな考えております。

○深堀会長 ありがとうございます。是非ご検討ください。他にいかがでしょうか。

○高永委員 照明デザイナーの高永です。今日みせていただいた素晴らしいなと思いました。完全に合致していると私も感じました。この地区のいわゆるセントラルパークみたいな場所になっており、大きな木というのはまちの歴史そのものなんだなということを感じました。おそらく市民の方も自然にそういうことを思っているので集まってくるのだと思いましたし、菖蒲澤委員がおっしゃったみたいに子供たちがこの木が100歳だということを感じるというのは彼ら彼女のルーツになっていくわけです。この浦和を旅立っていった後もあんなクスノキがあったなあと一瞬記憶になって思い出せるような一つの風景を継承していくべきと思いました。おっしゃっていたみたいに市民があのクスノキを親しみ、自然に愛する気持ちを生まれるようにするためににはクスノキだけを守るのではなくて、もうすでに皆さんも分かっていらっしゃる通り、周りを整備していくことが重要なんだろうと思っています。クスノキそのものはきっかけの一つであり、安全で安心で楽しい公園だなということと、昼も夜も自然に感じられるような整備が必要と思いました。今日見ていると照明器具の中に、よく特徴的に見られたのがソーラーがついてる防災のための公園として機能させようとしている気概を感じました。あれが実際夜間ついているのかどうかまでは調査できていないので分からぬですが、よく見た方がいいと思います。今日なんかは天気がいいですから、今日は点いているなとか、もし点いていなかつたら、もうそろそろ取り換えた方がいいんじゃないとかアピールできるというふうに思いました。それから、全体が拡散するようなポール灯がありましたが、北側のところはマンションにすごく近接しているんですけども、それがポール灯の半分のところにきちんと特注の金物か何かで遮光板が施されているのをみて大変喜ばしいなと思いました。それが段々マンションが増えてくると、もしかしたら公園の四周、それをやるみたいなことも予算として組み始めておくとか、そういうことをやるとより皆が嬉しい公園になるんじゃないかな、そしてクスノキも守られ、地区全体の雰囲気が良くなるということが守っていくことの一つに繋がると思いました。私は山梨に住んでおるんですけども、山梨に樹齢2000年と言われている桜の木があります。神代桜という桜があります。その桜はもう見るからにおばあさんの木みたいな感じで、ボロボロなんですけれども、明らかに人の手が入っていて守られていて、お世話をもらっている感じ。それが人の心を打つんじゃないかなと私は実は思っていて、木は自然であるし、公園も自然と思われがちですが、そこに人の手が加わっていて継承されていて丁寧にされているという雰囲気を作ることが大事なんじゃないかなと思っています。それができるのが市役所、都市計画の方だけだし、丁寧にお世話をあげているっていう感じが何かしらで出ればいいのかなというふうに思いました。すごく色んなことを感じました。

○深堀会長 ありがとうございます。樹木だけではなくて周辺の公園の照明も含めて、他の環境も含

めて、雰囲気も含めてお考え下さいというアドバイスがございましたが、事務局から何かござりますか。

○都市計画課長 貴重なご意見ありがとうございました。改めまして樹木だけではなくて公園 자체も色々と歴史がありますので、そういう中で公園をアピールしたり、照明についても色々と夜間の防犯的な機能もございますので、そこは所管ともしっかりと安全に気を配りながら昼も夜もこういったところが利用できやすいように、関係部署と連携していきたいと思います。あと、木の管理ですが、非常にここは都心部の木の管理は非常に難しいところもあります。あるところの公園については色々と苦情を受けて、枝からばっさり切っているところもありますので、今回のクスノキについては常緑広葉樹ということで葉も落ちないので問題ないかなというところもありますけれど、木のことも考えて剪定の方ができれば良いのかなと考えておりますので、所管している公園の部署ともしっかりと指定の意義とかを伝えながら適切に管理してもらえればなと思います。以上です。

○深堀会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○高永委員 はい、大丈夫です。駐輪場とか、パーゴラとかそういう所の整備を丁寧にやった方がいいと思いました。設計者なので、自分が設計したらと見てしまいます。具体的にどうしたらいいのかと思いますが、華美にする、演出するということじゃないと思います。夜間においても。そうではなくて、安全に快適に眩しくなくということをやれば、景観は自然と良くなると思います。なのでイルミネーションをつけるとかではないと思いました。よろしくお願ひします。

○深堀会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

○深堀会長 1点質問させていただきたいのですが、実際にこれ指定されたときに、さいたま市にとって重要な樹木ですよということで指定する、市民がどういうふうに思われるのかなということで私も全委員さんが思われている通り素晴らしい環境の中で、今までの指定された樹木の中でもすごく的確な指定樹木になるのではと思っていますが、ただ、もし指定されたときに今日見てちょっと事前にも話をしたかもしれません、隣の木がやはり大きいわけです。今日実際わたしも今まであまり見てなかったので、今日いろいろとつぶさに見て感じましたが、クスノキが少し傾いたような形で樹冠見えるのは、隣のケヤキなのでしょうか、ケヤキと両方大きく樹冠が広がったことによってあのような形になっているのではないか、そうすると今の時期は青々とクスノキがランドマークですけれど、夏場、どういうふうに見えているのかなと思いまして、夏場のケヤキの方の樹冠がびっしりと覆うと、あの2本がペアになって大きな緑のランドマークになっているということはないのかなと、私、その記憶がはっきりと見ていないので分からないので、そこら辺のどうしてこっちが景観重要樹木になって、もう1本の大きな木がならなかつたのいうふうに思われるのがちょっとだけ心配です。だから、色々と検討されていると思います。公園の管理者にも意見聴取されていると思いますが、どうやってそこの疑問に対して、一番背が高いのというのは説明になりましたが、四季を通して大きく緑のランドマークということでいくのか、皆さんすごくいいご意見だったのに水を差すようなことで申し訳ないですが、ただちょっとそういう意味で景観なので単体で見るのではなく、今ご発言のあった通り、周囲も併せて景観としてどう成り立っているかということを見ると、ケヤキの樹冠と併せてどういう景色になっているのかなというのは気になったところです。なので、ちょっとそこの問題については事前にどのようにお考えかというご説明がもしあればお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○都市計画課長 改めまして、今回の指定につきましては先ほど説明をさせていただいたことで、樹高、木の高さですか枝張りの状況とかが、すごく遠くから見てもランドマーク的な、シンボル的なものというところで指定の方を考えているところなのですが、今日、見に行っていただいた通り、隣に樹高でいえば同じくらいの高さのケヤキの木、今日は冬ですので枯れてしまっているところなのですが、夏場は当然クスノキと同じくらい緑が青々としているような状況となっているところでございます。今回につきましてはクスノキを対象に指定をさせてもらいたいと考えておりますけれど、今後状況を見ながら他にも木もございますので、指定につきましては今回こういった形になりますけれども、そのケヤキについても考えながら、全体としての景観として評価をしていきたいなと考えております。すいません、答えになっていないところもあるかもしれません。

○深堀会長 こちらこそありがとうございます。今回の指定ということはクスノキでということで、それについての意見聴取ですので、他にも何本かが元々の常盤公園にあったものが、リニューアルの時に検討されて残されたということがあるので、いくつかシナリオはあると思いますが、前回の景観重要樹木は大砂土東小学校のマツの木、1本は枯れてしまって、植え直したものだけれど、ペアで2本、あれはいい考えができたなと思っています。昔の記憶を少し継承するということで若く植えたものでも認めていこうと、工夫して指定できたと思っているので、今後追加指定していこうということがあるのかどうかは別として、それは一つあるのと、もう一つは今回、常盤公園の歴史を継承する樹木としてクスノキを指定する、それに付随して先ほど情報提供するとQRコードかなにかで例えばHPで説明したものの中に、それはクスノキが一番主役として今回指定になるが、常盤公園の残っていた樹木を継承するために残す努力し、そして景観としてはケヤキと併せて大きな公園の緑のランドマークとなっている、それからほかにもこういう樹木が残されたということを記録として少し併せて残していくという手があると思います。ということで今回の指定は素晴らしい選定だったと思いますが、まとまりとしてみる景観として、情報としてはそれを伝えられるようにして、シンボルとしてクスノキを指定するという流れがあるのかな思いますが、すぐにご回答は難しいかもしれませんけれども、いかがでしょうか。

○都市計画課長 ご指摘の方は確かにそのとおりだと考えています。実際にスクリーンにも映させてもらっておりますが、夏時点のものになります。今回はそう言った歴史的なところでのクスノキというところと、あとは年間を通じて、こちらの木が常時緑を絶やすことなく木がありますので、そういったところも含めまして今回クスノキを指定させてもらいましたが、夏場はこういった形で一体として緑が青々としていますので、今後その辺の指定についても色々と考えていきたいなと考えております。

○深堀会長 お答え、どうもありがとうございます。ちょっと指定のあり方について、違った視点を申し上げて申し訳なかったのですが、一応もしかしたらこれは私の一方的な指摘かもしれないのと、この件については委員の皆様、お考えがございましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○菖蒲澤委員 すごく大事な意見交換だなと思って伺っておりました。この景観重要樹木ってこれ指定された1本だけを守りましょうじゃなくて、今先生がおっしゃっていたように景観としてのキーになるとか、文化財みたいにそれを一つ守っていくみたいな印象じゃなくて、未来のためというか、これからつくっていくための指定ということが分かるような広報なり、先ほどおっしゃっ

ていた記録の残し方なり、その意義の部分をちゃんと残せるような残し方、伝え方ができるといいのかなと思うし、逆にそこは意外と意識しないと放ってしまうというか、経緯というか指定のルールのところだけ残しがちだと思って、確かに何のために指定しているのかという意図は、特にさいたま市の浦和というところはどんどんこれから目まぐるしく変わっていく地域では特にこの先のためにはどんな意義があって指定したんですということを意識して残すのがきっとほかのことも含めて重要なと、私も勉強になりながらお聞きしておりましたし、その残し方、伝え方は賛同します。以上です。

○深堀会長 ありがとうございます。ちゃんと併せて考えていくことに加えて、指定すると今後ちゃんと管理して守っていくことが条件になると思いますが、クスノキだけではなくて慎重に守っていく対象として、例えば公園の全部の木がそうでしょうけれども、常盤公園の歴史を伝えるということになった場合にはリニューアルの時に残した常盤公園に元々あった木を意識的に少し大事な木ですよということで維持管理保全ができるといいかなと今ご指摘があつたかなというふうに感じましたので、いかがでしょうか。

○都市計画課長 色々とご意見ありがとうございます。今後記録ですか広報、そしてその中でしっかりと、今回は指定1本となりますけれども、その辺の経緯も含めて説明できる様にというところと、どうしてこれを指定したのか、他にもあるじゃないかというところもございますので、そうしたところもHP等で説明できるようにしていきたいと思います。今日時点ではこういった木の状況ですけど、今後、数年後にはほかの木もランドマーク的な、シンボル的なものになっていく可能性もございますので、そういった時点時点に応じてですね、公園内の指定についても検討させていただければと思います。

○深堀会長 どうもありがとうございます。是非ご検討いただければと思います。では、他に何かご発言ございますか。

○高永委員 こちらの頂いた図面を見て、クスノキの隣にケヤキがあるのかなと思っていたらなくて、ベンチって書いてある真上にあるケヤキがそれですよね。これは直した方が良いと思います。公表するのであれば。

○都市計画課長 ご指摘ありがとうございます。こちらのほうはしっかりと修正して、誤解のないように皆さんの方に周知啓発等をしていきたいと思います。

○深堀会長 ご指摘ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、他にご意見がないようですので、ここで判断をまとめる必要がありますが、議案1に「景観重要樹木の指定」ということがございますが、皆さん基本的にはクスノキを指定することはご賛同いただけているということです。よろしいでしょうか。ちょっと私からケヤキの話もさせていただいたのですが、ちょっとこここのあり方について、このクスノキの指定について賛成する、それ以外に意見を付けるかどうかということについて事務局にお伺いします。基本的には、クスノキの指定について、皆さんご賛同ということで特に意見なしというふうに回答するのが一つ。もう一つは後半に出ました、既存の樹木について、他の樹木等に対する情報提供ですか、保全そういうケヤキ等について何らかの工夫をして情報発信いただくというのを付帯意見的につけてまとめるのか、どちらの方が事務局よろしいでしょうか。基本的にはこれはクスノキの指定ということでOKですので、あまり大きなことではなくて、形式的なことだと思うのですけれども、そこをご意見伺いますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長 まず様々な意見をいただいたところは真摯に受け止めていきたいと思います。付帯意見につきましては、今回会議録につきましても準備しておりますので、その記録は残す形で付帯として受け止めさせていただければと考えております。

○深堀会長 もう一つ例え、銘板については少し今回色々ご発言あったことをまとめて情報提供するということについても、QRコードをご検討されるというふうにありましたけれども、そういう情報提供についても多く意見があったように思いますので、それも議事録の中で書かれていると思いますので、それを是非進めていただければということを併せて申し上げたいと思いますので、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○都市計画課長 承知いたしました。その部分の啓発につきましてもできる限り皆さんに情報を発信できるようしていきたいと考えております。

○深堀会長 どうもありがとうございます。今のようにまとめさせていただきました。ほかにもご意見ありましたが、今のようなまとめ方で委員の皆様よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○深堀会長 どうもありがとうございます。そうしましたら、これでこの議事案件終了とさせていただきます。次第の5ということで「その他」こちらは事務局の方から何かあれば、お願いいいたします。

○事務局 ありがとうございます。そうしましたら、次第の5「その他」としまして、事務局から1点ご報告させていただければと思います。前方のスクリーンをご覧ください。令和4年度になりますけれども、令和4年度の景観審議会におきまして景観計画の見直しにつきまして、ご報告をさせていただいているところでございます。現状ですが、報告させていただいて以降、景観取り巻く社会情勢の変化への対応ですとか、あとはさいたま市景観まちづくりの現状ですとか課題、こういったことを踏まえまして、今まさに検討を進めているというところでございます。詳細につきましてはこの場でご報告というところまではできないのですが、次年度以降の景観審議会の場でまた皆様の方にご報告させていただきまして、ご意見をいただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○深堀会長 はい、ありがとうございます。今の報告案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

[発言する者なし]

○深堀会長 ご質問やご意見がないようですので、これを持ちまして、次第の5は終了とさせていただきます。委員の皆様におきましては、審議会の運営にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。あとは事務局から追加の連絡事項がございましたら、よろしくお願いいいたします。

○事務局 はい、ありがとうございます。事務局より事務連絡をさせていただきます。本日の議事録につきましては、後日、委員の皆様にメールで送付させていただきますので、ご確認をいただいた後に、ホームページにて公開する予定となってございます。ご協力のほどよろしくお願いいいたします。次回の審議会開催につきましては、来年度以降となりますが、今のところ日程は未定ですので、日程の方が分かり次第、事務局からご連絡させていただきますので、併せてよろしくお願いいいたします。それでは、最後に都市計画部長の古市より一言挨拶を申し上げます。

○都市計画部長 本日は深堀会長をはじめ、委員の皆様方には大変お忙しい中景観審議会のご出席を

いただきまして、誠にありがとうございました。また、大変貴重なご意見をいただけまして、さいたま市の今後のより良い景観形成のために、是非とも取り入れていければなと、考えてございます。また、先ほども事務局の方から報告ございましたが、ただいま、さいたま市で景観計画の見直しを進めている最中でございますので、策定にあたりましても、皆様方の貴重なご意見等をいただきまして、策定に向けて取り組んで参りたいと考えております。さらに本市の景観がより良いものになって、市民の方々がさいたま市を選んで長く住んでいただけるように、我々も取り組んで参りますので、引き続き委員の皆様方のご指導ご助言をいただけますようにどうぞお願ひいたします。本日はありがとうございました。

○事務局 それでは、これを持ちまして、令和6年度第1回さいたま市景観審議会を閉会いたします。  
本日は、どうもありがとうございました。

[午前12時00分 閉会]